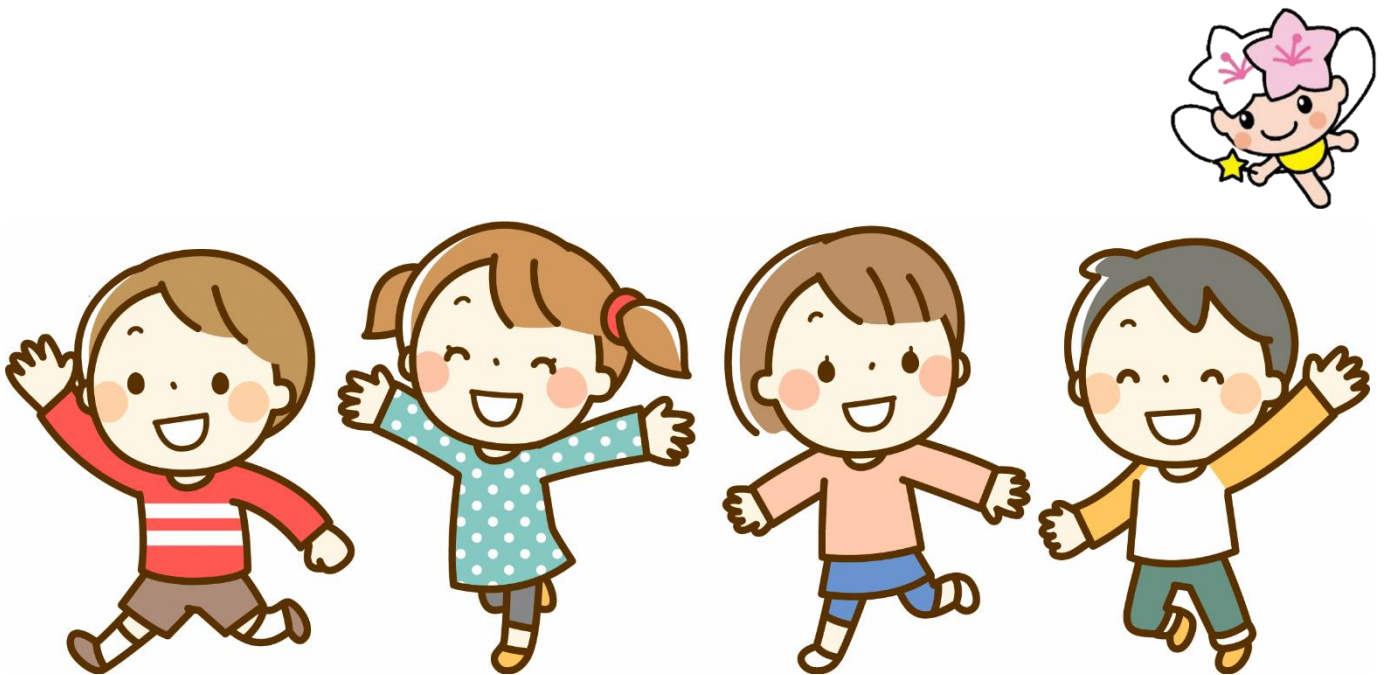


知っていますか？子どもの貧困 守っていますか？子どもの権利



本市では、すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生き育てることができる「子育て」・「育ち」の未来都市うつのみやを目指しています。

本パンフレットは、第2次「宮っこ 子育て・育ち応援プラン」において取組を推進している「子どもの貧困対策」と「子どもの権利の尊重」について、広く知っていただくために、作成しました。

知っていますか？子どもの貧困

1 貧困ってなに？

子どもの貧困は、大きく分けて「**経済的貧困**」と「**関係性の貧困**」があり、子どもが将来、「経済的貧困」におちいらないように、現在の「関係性の貧困」を防ぐことが重要な取組であると考えています。

▼経済的貧困 金銭的な要因をはじめ、世帯収入が低い状態

▼関係性の貧困 教育、経験、人とのつながりに恵まれていない状態（生活習慣が乱れている、周りに尊敬や相談できる人がいない など）
※「関係性の貧困」は親から子へ連鎖するとともに、「関係性の貧困」にある子どもは将来、「経済的貧困」になりやすい傾向があります。



2 宇都宮市の現状

宇都宮市が実施した「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」(※)の結果から、**約3人に1人の子どもが何らかの「関係性の貧困」**（「経済的貧困」は約8人に1人）の状態にあります。「**関係性の貧困**」にある子どもの傾向としては、自分に自信が持てない、将来に希望が持てないなど、**後ろ向きな思考になりやすい**という調査結果となり、子どもが「前向きな気持ち(自己肯定感)」をもてるよう、関係性の貧困を防ぐ必要があります。



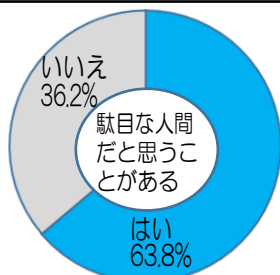
データで見る本市の子どもの状況

平成30年度「子どもと子育て家庭等に関する生活実態調査」結果（小学5年生対象）
※データの詳細は第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」をご覧ください。



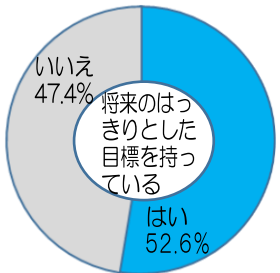
第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」

関係性の貧困に“ある”子ども



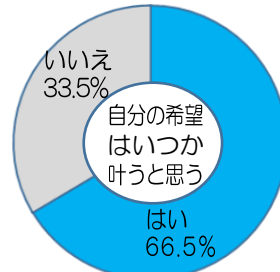
自分を「駄目な人間だと思うことがある」

⇒関係性の貧困にある子どもの方が 11.8 ポイント高い。



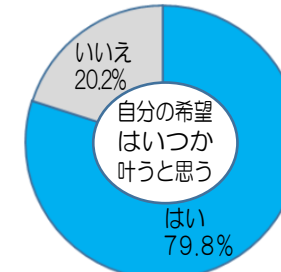
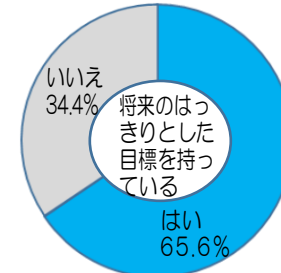
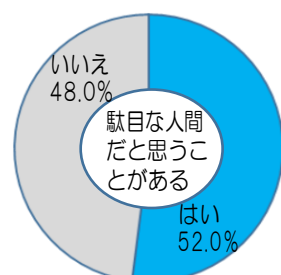
「将来のはっきりとした目標を持っている」

⇒関係性の貧困にある子どもの方が 13.0 ポイント低い。



「自分の希望はいつか叶うと思う」

⇒関係性の貧困にある子どもの方が 13.3 ポイント低い。



関係性の貧困に“ない”子ども

3 関係性の貧困を防ぐために大切な5つのこと

「関係性の貧困」にない子どもほど、**前向きな気持ちを持ちやすい傾向**があります。

特に次の**5つ**のことを心がけて、楽しんで子どもと接し、「**関係性の貧困**」を防いでいきましょう。また、親だけが子育ての悩みを抱えることがないよう、**地域全体で子育て**を支えましょう。

①子どもとの交流を楽しむ！



check 子どもの話に耳を傾け受け止めたり、子どものいい所を認めてほめてあげたりすると、子どもが自信を持つようになります。



②子どもの生活習慣に気を配る！



check 朝ごはんを毎日きちんと食べたり、早寝早起きの習慣がつくと、子どもが規則正しく生活できるようになります。



③子どもの「勉強したい」気持ちにエールを！



check 宿題や提出物を子どもと一緒に見てあげたり、点数や成績にこだわらず頑張りを認めてあげると、子どもの勉強への意欲が高まります。



④子どもに経験や体験をプレゼント！



check 子どものやりたいことや好きなことにいっしょに興味を持ったり、季節ごとの行事をいっしょに楽しむことで、子どもに様々な経験や体験をさせることができます。



⑤家庭や学校だけでなく、子どもを地域全体で見守る！



check みんなで見守ることで、子どもの健やかな成長につながります。



★ 地域のみなさんへ

- ・地域のなかで子どもたちに会ったら、声をかけ合える関係づくりを心がけてみてください。
- ・親だけで抱え込まないように、悩んでいる方には、声かけや支援を行い、地域全体で支えていきましょう。

★ 事業者のみなさんへ

- ・仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が取れるようにし、育児休業が取得しやすいなど、年齢や性別にかかわらず、だれもが子育てに参加できる職場づくりをしてみましょう。

守っていますか？子どもの権利

本市では、第2次「宮っこ 子育て・子育て応援プラン」において、子どもの権利を尊重する取り組みを強化しています。

令和元年6月に児童虐待防止法が改正となり、大きな変更点のひとつとして、「**児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと**」と定められました。体罰を含め、虐待は子どもの権利（守られる権利）を奪ってしまいます。

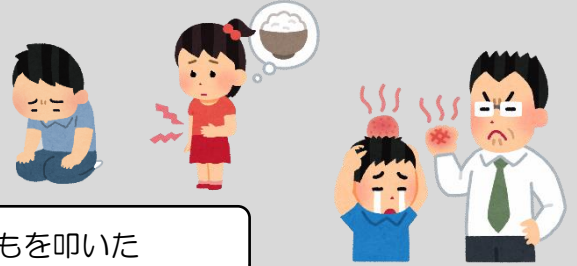
体罰などによらない子育てを地域全体で取り組みましょう。

!! 気を付けて！こんな行為も体罰です !!

いたずらをしたので、長時間正座をさせた

宿題をしなかったので夕食を与えなかった

言葉で何度も注意をしたが、言うことを聞かないために、子どもを叩いた



※体罰以外にも、威圧的な声や態度も虐待となり、子どもの心を傷つけてしまいます。

子どもとの関わり方

子育てにおいては、子どもが言うことを聞いてくれないこともあり、ついイライラしてしまうこともあります。子どもと接するときは、次のことに気を付けてみましょう。

- 感情的に叱るのではなく、何をすべきか具体的に落ち着いた声で伝える
「なんでできないの！」ではなく、「こうしてみよう」と伝えましょう。
- 子どもを叱る前に、ひと呼吸おいてみる
子どもを強く叱ってしまいそうなときには、深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたりするなどしてみましょう。またストレスを解消できる方法を自分なりに見つけましょう。
- 褒めるときには、具体的にわかりやすく子どもに伝える
「ここまでお片付けよくがんばったね、あと少しだからがんばろうね」など、具体的に伝えましょう。結果だけでなく、それまでの頑張りも認めて、すべてを期待しすぎないことも重要です。



宇都宮市からのお知らせ

子育てに役立つ情報や子育てに悩んだ時の相談窓口があります。ぜひご活用ください。

<子ども総合相談>

お子さんの健康や子育ての心配ごとなどについての相談を、窓口や電話でお受けします。お気軽にご相談ください。(市役所2階子ども家庭課内)
電話番号：028-632-2525 (にこにこ)

<宮っこ子育て応援ナビ>

子育てに役立つ情報や親と子どもで遊べる場所等を掲載したポータルサイトです。

<子育てLINE「教えてミヤリー」>

子育てに関する問い合わせにLINEでお答えします。



宮っこ子育て
応援ナビ



子育てLINE
「教えてミヤリー」

発行：宇都宮市子ども部子ども未来課（028-632-2342）